

東京大学低温センター学内共同利用研究室使用内規

昭和 53 年 7 月 1 日
制 定
改正 平成 2 年 6 月 19 日
平成 11 年 4 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 22 年 6 月 22 日
平成 23 年 6 月 6 日

東京大学低温センター(以下「センター」という。)の学内共同利用研究室(以下「研究室」という。)の使用について、必要な事項を次の通り定める。

1. 目的

研究室は次の事項を目的として、期間を限って使用を許可するものとする。

- (1) 低温寒剤を用いた研究を積極的に行う研究室に便宜を図る。
- (2) ヘリウムガス回収設備を持たない研究者に低温実験の場を提供する。

2. 使用責任者・使用者の資格

- (1) 使用責任者は、本学の教職員とする。
- (2) 使用者は、本学の教職員、学生及びこれに準ずる者に限る。

3. 使用申請及び使用期間

- (1) 使用責任者は、所定の使用申請書をセンター長に提出するものとする。
- (2) 使用期間は、1ヶ月を単位とし、その年度限りとする。

4. 使用の許可

センター長は、使用申請について、運営委員会の議を経て使用を許可する。

5. 使用内容の変更

使用責任者は、使用申請書の内容を変更しようとするときは、予め文書によりセンター長の承認を得なければならない。

6. 使用者の報告

- (1) 共同利用による研究成果を公表する際は、それがセンターで行われた旨を必ず付記すること。
- (2) 使用責任者は、使用期間終了後すみやかに所定の報告書をセンター長に提出しなければならない。

7. 使用許可の取消

センター長は、使用者がこの内規に違反し、もしくはセンター業務に支障をきたすと認められる場合、使用許可を取消すことがある。

8. 使用における義務と責任

- (1) 使用者は、「低温センター利用の手引(共同利用部門編)」に定められた事項を遵守し、研究室を適切に使用しなければならない。

(2) 使用者は、許可された研究室と共用部分以外にみだりに出入りしてはならない。また、許可なくセンターの機械・器具等の物品を使用し、室外に持ち出してはならない。

(3) 使用者は、研究室及び共用部分の環境保全に努めなければならない。

(4) 使用責任者は、使用者が研究室を安全に使用するよう監督し、研究室における盗難・事故・災害等について責任を負う。

9. 原状回復等

使用責任者は、使用者の責めに帰する理由により建物、付帯設備、機械・器具等センター財産を損傷、もしくは亡失したとき、遅滞なくこれを原状回復し、または弁償しなければならない。

10. 使用料金

使用料金は、運営委員会で決定し、運営費交付金、産学連携等研究経費、委任経理金の場合は部局間振替により、科学研究費補助金の場合は請求書により徴収する。

附則

この内規は、平成 23 年 6 月 6 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。